

自動車NO<sub>x</sub>・PM法などによる排出ガス規制に基づく車種規制に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十二月二日

神取忍

参議院議長江田五月殿



## 自動車NO<sub>x</sub>・PM法などによる排出ガス規制に基づく車種規制に関する質問主意書

我が国の自動車保有車両数は、国における環境政策の影響もあり、二〇〇八年から、貨物車・特殊車に減少傾向が見られるが、依然全体としては八〇〇万台に近い保有台数となっている。

特にディーゼル車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）による大気汚染は依然として深刻な状況が続いているが、自動車に起因する大気汚染問題に対しては、自動車排出ガスに対する規制や低公害車の普及を進め、特に大都市地域においては、平成十三年六月に成立した自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づき、一定の自動車に関して、よりNO<sub>x</sub>やPMの排出の少ない車の使用を促すため、「車種規制」を実施している。

また、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県においては、PMを規制対象とし、基準に適合しないディーゼル車の都県内の運行を禁止する条例を制定し、平成十五年十月から規制が開始されているが、規制の対象となっている一部の車種については、ディーゼル車でもなく、NO<sub>x</sub>やPMの排出が少ない車種も含まれており、使用者・事業者において混乱を来しているものがある。

さらに、普通貨物車において、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく車種規制を受ける車種の中には、規制対象

の、ディーゼル車ではなく、規制対象にならない自家用車と同じエンジンで走行するガソリン車も含まれている。このことについて、以下質問する。

- 一 これらのガソリン車について、なぜ車種規制の対象になるのか、政府の見解を示されたい。
- 二 これらのガソリン車について、現在、政府が把握している車種の総数を示されたい。
- 三 これらのガソリン車については、車種規制の対象から外す必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。